

令和4年第1回

座間市農業委員会定例総会

日時・令和4年1月31日（月）

午後3時34分

場所・座間市役所 6F 全員協議会室

## 第 1 回座間市農業委員会定例総会議事録

令和 4 年 1 月 31 日、第 1 回座間市農業委員会定例総会を座間市役所全員協議会室へ招集した。

### 会議に出席した委員

- |          |          |
|----------|----------|
| 1 加藤 博之  | 7 大木 秀春  |
| 2 吉川 充   | 8 小野 たづ子 |
| 3 曾根 覚   | 9 井上 俊春  |
| 4 鈴木 寛幸  | 10 小泉 聡  |
| 5 小林 多賀雄 | 11 草薙 初夫 |
| 6 飯島 英勝  | 12 大矢 義孝 |

### 会議を欠席した委員

### 会議に遅刻した委員

### 会議を早退した委員

### 会議に出席した農地利用最適化推進委員

大木 秀夫、澤田 富美雄、若菜 成之

書記は次のとおり

- |   |      |    |    |
|---|------|----|----|
| 1 | 事務局長 | 山本 | 浩由 |
| 2 | 次長   | 曾根 | 和士 |
| 3 | 庶務係長 | 曾根 | 裕次 |
| 4 | 主事   | 増島 | 亨  |

議事日程

- 1 議事録署名委員の指名について
- 2 諸報告について
- 3 報告第1号 農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について
- 4 報告第2号 農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について
- 5 議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
- 6 議案第2号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 7 議案第3号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 8 議案第4号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 9 議案第5号 農用地利用集積計画について

その他

午後 3 時34分開会

議 長

ただいまの出席委員は12人で、定足数に達しております。

これより令和 4 年第 1 回座間市農業委員会定例総会を開催いたします。

それでは、本日の議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布されたとおり定めましたので、ご了承願います。

日程第 1、議事録署名委員の指名について。

座間市農業委員会会議規則第18条の規定により、5 番小林多賀雄委員、12番大矢孝委員の兩名を指名いたします。

次に、日程第 2、諸報告について。事務局より報告を求めます。

事 務 局

それでは、日程第 2、諸報告をさせていただきます。資料をご覧いただきたいと存じます。

まずは、1 の会務報告ですが、今回は、令和 3 年12月27日（月）から令和 4 年 1 月 30日（日）までの概要でございます。

先月、12月27日（月）、この場所におきまして、令和 3 年第12回定例総会を開催いたしました。定例総会では、農地法第 4 条、3 件、6 筆の農地転用届出、農地法第 5 条、4 件、5 筆の市街化区域の農地転用届出について、専決処分の報告をさせていただきました。

続きまして、議案としましては、農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について、1 件、1 筆、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、3 件、7 筆、農用地利用集積計画について（令和 3 年末更新分）、貸人が33人、借人が15人、合計68筆の以上 5 議案につきまして、ご審議、ご承認をいただきましたので、事後それぞれ所要の手続をさせていただきました。

続きまして、1 月13日（木）にはウェブ会議で、農林水産省による、人・農地関連施策の見直しに係る農業委員会等へのヒアリング、こちらに事務局職員が出席しております。

また、1 月24日（月）には農地部会を開催し、本日の議案に対し事前協議を行いました。

1 月28日（金）には横浜市内で開催されました、農業委員会会長・事務局長会議に、会長と私が出席をしております。

続きまして、2 の諸証明ですが、この間の発行件数は合計 4 件でございます。内容

は資料記載のとおりで、座間市農業委員会規程第11条の規定により、処理をさせていただきます。

諸報告は以上でございます。

議長 長 ただいま、事務局より報告がございました。  
報告に対して、ご質疑ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 長 本件報告ですので、ご了承願います。  
次に、日程第3、報告第1号、農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について及び日程第4、報告第2号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について事務局より報告を求めます。

事務局 日程第3、報告第1号、農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について。  
農地法第4条第1項第8号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和4年1月31日、座間市農業委員会事務局長、山本浩由。

日程第4、報告第2号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第5条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和4年1月31日、座間市農業委員会事務局長、山本浩由。

それでは、最終ページの総括表をご覧ください。

こちらの法第4条届出でございます。畑が4筆、地積が2,025㎡、届出は4件でございます。

法第5条届出。田が7筆、地積が2,677㎡、届出件数は5件でございます。

なお、法第3条許可申請については、記載のとおりになります。合計は一番下段の記載のとおりです。

報告につきましては以上でございます。

議長 長 ただいま、まとめて報告がございました。  
報告に対して、ご質疑ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 本件報告ですので、ご了承願います。  
次に、日程第5、議案第1号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第5、議案第1号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について。  
別紙記載の農地の所有権移転許可申請は、農地法第3条第1項の規定により適切なものと認められるので議決を求めます。

令和4年1月31日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

資料3ページをご覧くださいと思います。

譲渡人ですが、座間市座間1丁目■■■■、■■■■さん。譲受人が、座間市相模が丘二丁目■■■■にお住まいの■■■■さんでございます。

土地につきましては、座間2丁目■■■■、地目、田、地積、462㎡でございます。

先月に続き、■■■■さんからの申請でございます。

内容については、先月と全く同じでございまして、贈与を2回に分けて、持ち分二分の1ずつ贈与をするとのことでございます。

承認いただくのが相当とのことから、農地部会においても現地確認等は行っておりません。

内容につきましては以上になります。よろしくご審議お願いいたします。

議長 ただいま、議案第1号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

飯島英勝農地部会長より協議概要の報告を求めます。

飯島農地部会長 今回の件は、前回のこの総会で論議されている内容であり、2回に分けての申請という形なものですから、その内容が承認されているので、今回は、あえて現地の確認はしませんでした。ただし、近くを通ったので、場所の確認はさせていただきました。

以上です。

議長 議案第1号の地区担当委員は吉川充委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

吉川委員 前回同様、特に問題ございません。

以上です。

議長 農地部会長並びに地区担当委員の意見を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑  
ございませんか。よろしいですか。

この案件は、2か月の継続の案件なので、半分ずつということなのでご理解いただ  
ければ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第1号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、本案、部会長報告は  
「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求め  
ます。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第1号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第6、議案第2号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について  
議題といたします

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第6、議案第1号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を  
引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和4年1月31日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

資料は5ページをご覧ください。

申請人でございますが、座間市新田宿■■■■にお住まいの■■■■さん。引き続き  
農業経営を行っている期間は、令和31年1月25日から令和4年1月31日まで。

特例適用農地。番号1、新田宿字中島■■■■、地目、田、地積、991㎡。番号2、新  
田宿字中島■■■■、地目、田、地積、991の、合計2筆、地積、1,982㎡でございます。

今回は新田宿の■■■■さんからの申請でございます。

■■■■さんは、平成18年の相続により、調整区域の2筆の農地について納税猶予の適  
用を受けられ、今回5回目の引き続きの証明となります。

当該農地の場所でございますが、6ページをご覧ください。

新田宿でございます第二座間苑の北側に位置する市街化調整区域内の田、2筆でご  
ざいます。

農業経営としましては、主に■■■■さんご本人と奥さんが中心となり農業経営をされ

ており、約7反の田畑を耕作されております。

農機具は、トラクター、田植機、軽トラック等を所有し、農地を適正に管理されております。

内容につきましては以上です。よろしくご審議お願いいたします。

議長 　　ただいま、議案第2号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

飯島英勝農地部会長より協議概要の報告を求めます。

飯島農地部会長 　1月24日の午後、本件の場所の確認をしてまいりました。田はまだ耕運していない状態ですけれども、株が残っており、耕作はしていると我々は判断しました。

以上です。

議長 　　議案第2号の地区担当委員は加藤博之委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

加藤委員 　　対象地2筆とも水田であり、昨年、米が収穫された後の稲の切り株等が残っており、まだ耕運はされておりましたが、問題ないと考えます。

以上です。

議長 　　農地部会長並びに地区担当委員の意見を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 　　それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第2号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案、部会長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長 　　挙手全員。よって、議案第2号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第7、議案第3号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 　　日程第7、議案第3号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を



引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和4年1月31日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

資料は7ページでございます。

申請人ですが、座間市入谷西二丁目 [REDACTED]、[REDACTED]。引き続き農業経営を行っている期間は、平成30年12月26日から令和4年1月31日。

特例適用農地ですが、番号1、新田宿字広町 [REDACTED]、地目、田、地積、450㎡。番号2、新田宿字中河原下 [REDACTED]、地目、田、地積、648㎡。番号3、新田宿字中河原下 [REDACTED]、地目、田、地積、254㎡。番号4、新田宿字中河原下 [REDACTED]、地目、田、地積、93㎡。番号5、新田宿字中河原下 [REDACTED]、地目、田、地積、278㎡。番号6、新田宿字中河原下 [REDACTED]、地目、田、地積、495㎡。番号7、新田宿字中河原下 [REDACTED]、地目、田、地積、991㎡。番号8、新田宿字中河原下 [REDACTED]、地目、田、地積、512㎡。番号9、新田宿字中河原下 [REDACTED]、地目、田、地積、780㎡。番号10、入谷西5丁目 [REDACTED]、地目、田、地積、809㎡。番号11、入谷西5丁目 [REDACTED]、地目、田、地積、128㎡、以上、合計11筆の、地積、5,438㎡でございます。

本件、入谷の [REDACTED] さんからの申請でございます。

[REDACTED] さんは、平成18年の相続により、案内図ですと8ページから11ページにあります新田宿の調整区域内の田、9筆と、入谷の田と畑、2筆の合計11筆を相続税の納税猶予として受けられ、今回、5回目の証明の申請でございます。

対象の農地は、大部分が田になりますが、毎年、田につきましては水稻、畑につきましては露地野菜が作付されております。

農業経営としましては、前農業委員でもあります [REDACTED] さんをはじめ、ご家族で営んでおり、農機具は、トラクター、コンバイン、乾燥機等を所有され、良好に農地を管理しております。

内容につきましては以上になります。よろしくご審議お願いいたします。

議長 ただいま、議案第3号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

飯島英勝農地部会長より協議概要の報告を求めます。

飯島農地部会長 本件は、11件の現場の確認をしてまいりました。お手元にある8、9、それから10ページまで分散しているわけですけれども、11番だけが事務局から今、説明がありま

したとおり、畑になっておりまして、この11番については、ネギとハクサイが作られておりました。それ以外の1番から10番までの田については、全て耕運がされており、作付がされていたという形跡がありますので、問題ないというふうに判断します。

以上です。

議長 議案第3号の地区担当委員は小林多賀雄委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

小林委員 部会長が言ったとおりでございますので、地区担当委員として認めます。

議長 農地部会長並びに地区担当委員の意見を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第3号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案、部会長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第3号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第8、議案第4号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第8、議案第4号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和4年1月31日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

資料は12ページでございます。

申請人ですが、座間市新田宿■■■■、■■■■。引き続き農業経営を行っている期間が、令和元年9月28日から令和4年1月31日まで。

特例適用農地。番号1、新田宿字中屋敷■■■■、地目、田、地積、737㎡でございます。

今回は■■■■さんからの申請でございます。

■■■■さんにつきましては、今回2回目の引き続きの申請でございます。

場所につきましては、資料の案内図、13ページをご覧ください。

座間苑の北西にある市街化区域の田でございます。

農業経営としましては、主に本人により、水稻作や露地野菜を作付されておりました、農地として良好に管理をされております。

農機具は、トラクター、田植機等を所有しており、全体の農地面積は、約8,400㎡でございます。

内容につきましては以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

議長 ただいま、議案第4号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

飯島英勝農地部会長より協議概要の報告を求めます。

飯島農地部会長 この田についても耕運がされており、稲作が作られていたという跡がありますので、部会としては承認とします。

以上。

議長 議案第4号の地区担当委員は加藤博之委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

加藤委員 現地を見ましたら、稲作を作っていた形跡がはっきり分かり、良好に耕運されておりましたので問題ないと思います。

以上です。

議長 農地部会長並びに地区担当委員の意見を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第4号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案、部会長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第4号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第9、議案第5号、農用地利用集積計画について議題といたします。

なお、本案につきましては、議席番号 [ ] 委員は当事者でございます。農業委

員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事参与の制限がございます。しばらくの間、退席をお願いします。

( [ ] 委員、退室)

議長 それでは、事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第9、議案第5号、農用地利用集積計画について。

農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、農用地利用集積計画について承認を求めます。

令和4年1月31日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

こちらの農用地の利用集積計画ですが、農業経営基盤強化促進法に基づき座間市において基本的構想を定め、農作業や農地の管理を任せたい農地所有者と、農地を借りて経営規模を拡大したい希望を持つ農業者との間に市が入り、農地の貸し借り等を農地法によらずに行うもので、農地の流動化、集約化を図り、農作業の効率化等を促進する事業でございます。

資料13ページをご覧ください。

まず、貸人でございますが、氏名が [ ]。住所が、座間市入谷西二丁目 [ ]。対象農地の所在地ですが、座間2丁目 [ ]、地目、畑、地積、238㎡。利用権の種類が使用貸借。それから、もう1筆が、座間2丁目 [ ]、地目、畑、地積、604㎡。こちらの利用権の種類が賃貸借でございます。

借人が、氏名、 [ ]。住所、座間市座間2丁目 [ ]。

始期が令和4年2月1日から、終期が令和6年12月31日までの2年11箇月間でございます。

案内図につきましては、14ページでございます。

特別養護老人ホーム太陽の家座間の南西側の畑、2筆でございます。

この農用地利用集積計画につきましては、借手側の審査をしていただくものとなります。

借人の [ ] さんですが、ご存じのとおり、当該地の近くのハウスでスイートピーの栽培のほか、田も耕作されている方でございます。

農業経営といたしましては、農機具を一通り所有し、意欲的に農業をされている方でございます。

今回の農用地利用集積計画では、貸人が1人、借人が1人、筆数が2筆、面積は、

842㎡の利用集積計画となりました。

内容につきましては以上でございます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま、議案第5号、農用地利用集積計画について、提案理由並びに補足説明がございました。

　　ただいまの説明を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 　　それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

　　議案第5号、農用地利用集積計画について、「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長 　　挙手全員。よって、議案第5号は原案のとおり承認することに決しました。

　　それでは、[ ]委員の入室を許可します。事務局でご案内をお願いします。

（[ ]委員、入室）

議長 　　[ ]にお伝えいたします。

　　ただいま、議案第5号、農用地利用集積計画につきましては、全員の賛成で承認いたしましたので申し上げます。

　　以上で、議案審議は全て終了いたしました。

　　委員の皆様、推進委員の皆様、ここまでで何かございますか。よろしいですか。新年度、初めての総会なので、もしも何かあれば。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 　　それでは、取りあえずないようですので、事務局のほうから報告事案があるかと思っておりますので、よろしくお願ひします。

その他

- ・特定生産緑地指定希望申出書受付結果について
- ・荒廃地リストについて
- ・座間市新規就農者認定に関する要項の制定について

議長 　　それでは、令和4年第1回座間市農業委員会定例総会を閉会といたします。

午後 4 時34分閉会

以上の顛末をここに記載し、相違ないことを証するために署名します。

議 長 \_\_\_\_\_

5 番 \_\_\_\_\_

12 番 \_\_\_\_\_